

# ジャストピース(公正にもとづいた平和)に反す

## 「樋口理論」で安全性を争点に

裁判官 燃核者教宗 3回第

仏教やキリスト教など諸宗教者235人が原告となり、日本原燃株式会社を相手に青森県六ヶ所村の原子力施設(再処理工場)の運転差止めを求めている「宗教者核燃裁判」の第3回公判が7日、東京地裁で開かれた。原告は再処理工場の安全性・耐震性の問題を主張したほか、日本聖公会信徒の池住義憲氏が「ジャストピース」の考え方を示しながら「いのちをつなぐ権利」を求める意見陳述を行った。

公判では原告による意見陳述と「いのちをつなぐ権利」「地震動に関する裁判の争点」の説明がなされた。池住氏による意見陳述では原発稼働によ



公判後に司法記者クラブで行われた記者会見に臨む原告団

いのちをつなぐ権利は幸福追求権

不公正、持続可能性を著しく欠く不合理な行為と

望と責任感を傷つけ、幸福追求権としての「いのちをつなぐ権利」を侵害すると主張した。原告弁護団代表の河合弘之弁護士は、従来の原発訴訟で高度な科学・技術論争が展開されてきたが、今裁判では福井地裁における「大飯原発運転差止め」の判決で樋口英明裁判長(当時)が用いた原発の安全性を論点とした「樋口理論」に依拠して、再処理工場の安全性に対する疑問、問題点を争点とした分かり易い理論を進めていくと整理。再処理工場の耐震評価である基準値震動「700ガル」が「地震観測記録に照らして低水準ではないか」と疑問視し、「基準値震動を超える地震動は来ないと信頼できるか」「現在の基準値震動以下の地震動であれば破損、

故障しないと信頼できるか」と争点を示し、安全性を明らかにするよう求めた。公判後は浄土真宗本願寺派光明寺(港区)での報告会をネットで配信した。河合弁護士は「常識でわかる理論で決着をつけたい」とし、今裁判の特長でもある「樋口理論」について出席した樋口元裁判長が説明した。樋口氏は「福島原発事故の際に東日本壊滅の危機にあった事実を知っている人が非常に少ない。もし六ヶ所村の再処理工場が過酷事故を起こすと東日本壊滅ではなく日本壊滅、東アジア壊滅になる」とその深刻さを指摘。再処理工場の基準値震動「700ガル」に対し、これを超える地震が20年間で31回発生していること等に言及。「裁判は皆に理解できる理屈でやらないと最高裁まで勝ちきれない。主張の組み立

ては極めて簡単。再処理工場の過酷事故は極めて甚大であるから、事故発生確率は押さええないといけない。そのため高度な安全、耐震性が要求される。だが我が国の原発再処理工場の耐震性は極めて低く、だから運転は許されない」と断じた。